

スタートアップ企業

- ① 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること
- ② 創業から 15 年以内であること
- ③ 未上場であること
- ④ 申請時にプロダクト(サービス含む)を市場に提供していること

以下に該当する企業は「スタートアップ」の対象外

- ① 常時雇用する従業員数*が 500 人以上の企業(以下「対象外企業」という。)
- ② 発行済株式の総数の 1/2 超を単一の「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の 2/3 以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業
※なおこの場合の「対象外企業」には、VC(ベンチャーキャピタル)は含まれない

*注)常時雇用する従業員数とは

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指す。

(事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。)

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者
(一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者)